

2 墨 行 審 第 4 5 号

令和2年11月17日

写

墨 田 区 長

山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会 長 磯 野 弥 生

特別区民税税額変更処分に係る審査請求について（答申）

令和2年2月13日付け31墨総法第143号による諮問について、別紙のとおり答申します。

諮問番号：令和元年度諮問第4号

答 申

第1 審査会の結論

墨田区長（以下「処分庁」という。）が平成30年12月7日付けで審査請求人に対して行った特別区民税税額変更処分（平成30年度特別区民税・都民税税額変更通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成31年3月5日付け）、反論書（令和元年6月27日付け）及び再反論書（同年10月8日付け）において以下のとおり主張し、本件処分を取り消すよう求めている。

審査請求書における主張

ア 平成29年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、平成26年分～平成28年分の繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が控除されていないため、過剰課税となってしまう。これは、平成29年度分の確定申告を平成29年ではなく、平成30年2月26日に本所税務署に提出したことが遠因だと考える。

イ 所得税及び復興特別所得税においては、株式等に係る項目についても翌年の申請・変更が認められており、税額計算が正しく行われている。特別区民税・都民税においても同様に翌年の申請・変更が認められるべきであり、逆に認められない合理的な理由が全く見当たらない。

ウ 本件に関連して、平成30年7月30日にも特別区民税・都民税の賦課額決定・変更通知書を受領しており、税金のスペシャリストであるはずの墨田区区民部税務課の職員でさえ、税額計算を再三間違え、

訂正をしている。税金のスペシャリストには訂正を許容しているにもかかわらず、一般の納税者には申請・変更を認めないのは極めて不適切であり、社会通念上許されない。

反論書における主張（処分庁の弁明書に対する反論）

ア そもそも上場株式等に係る譲渡損失の繰越しの導入は、特定口座の導入、損益通算の導入、現在は終了してしまったが軽減税率の導入等とともに、国を挙げて貯蓄から投資へ転換させる一大政策である。これは、投資を優遇することにより転換させることに尽きるものであり、上場株式等に係る譲渡損失の繰越しについて、所得税及び復興特別所得税と異なり、特別区民税・都民税では申告期限内でしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば全く誤った法律解釈であることが自明である。

イ 医療費控除等その他全ての控除は、申告期限を過ぎても反映されることを考えた場合、わざわざ両者に異なる基準を設けるのは全く意味がなく、納税者にとっても公務員にとっても複雑となり、何らメリットが見受けられない。平成30年7月に、一度は上場株式等に係る譲渡損失の繰越しを認めた賦課決定をしているため、システム上及び実務上可能であることは明白である。

ウ 弁明書では、3年又は5年賦課決定を遡れるとしているが、もしそうであれば、納税者も3年又は5年申告を遡れるべきであるし、納税者のみ遡れないなら、公務員の間違いを含む訂正の機会のみ著しく優遇されており、公益に反する。

再反論書における主張（処分庁の再弁明書に対する反論）

ア 同じ立法趣旨で導入された上場株式等に係る譲渡損失の繰越しが、所得税及び復興特別所得税と特別区民税・都民税で同じ取扱いとなるように法解釈するのは極めて自然で妥当であり、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。

イ 処分庁が3年又は5年賦課決定を遡れるのであれば、納税者も3年

又は5年申告を遡れてこそ、正当な徴税及び納税に資する。なぜ納税者のみ遡ることができないのか、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。

ウ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越しとその他医療費控除等の違いも、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらない。国を挙げて貯蓄から投資へ転換させる一大政策であるのであれば、むしろその他医療費控除等以上に優遇されるべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和元年5月24日付け）及び再弁明書（同年9月10日付け）において以下のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

弁明書における主張

ア 上記1 アに対する反論

この点については、審査請求人が平成29年度分（正確には平成29年分）確定申告書を平成30年2月26日に提出したことに起因しているものではない。審査請求人の平成29年分確定申告書は、税額決定通知書送達前に申告されており、上場株式の配当所得等についても平成30年度特別区民税・都民税の計算に算入される。

しかし、上場株式の配当所得等と併せて申告している上場株式等の譲渡損失の繰越控除（平成27年度分）については、特別区民税・都民税の計算に算入することができない。なぜなら、審査請求人は、平成26年分確定申告書を平成28年3月18日に申告しており、これは平成27年度特別区民税・都民税税額通知書の送達後になるため、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除については、平成26年分所得税の計算には算入できるが、平成27年度分住民税には算入することができないものである。

よって、平成30年度特別区民税・都民税の計算から上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除額（平成27年度分）については除外し、税額変

更をした本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号）にのっとり適切な処理である。

イ 上記1 イに対する反論

この点については、そもそも所得税と特別区民税・都民税の賦課徴収に係る根拠法令が異なることから、それぞれの処理内容が異なることは当然である。

また、行政の立場では、所得税法（昭和40年法律第33号）と地方税法の立法趣旨の違いや合理性までは論じることができない。本件処分は、地方税法にのっとり適切な処理である。

ウ 上記1 ウに対する反論

この点について、地方税法第17条の5第3項及び第4項は、特別区民税・都民税の賦課決定は法定納期限の翌日から起算して3年、課税標準又は税額を減少させる賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年遡ることができる旨を規定している。本件処分においても、これらの規定に基づき、是正を行ったものである。

また、税額通知書の送達後の申告内容の変更を認めないことは、同法附則第35条の2の6第11項及び第15項にのっとり適切な処理である。

再弁明書における主張（審査請求人の反論書に対する反論）

ア 上記1 アに対する反論

上記1 アにおいて、前段（「そもそも・・・一大政策である。」）で主張する点については正しい。しかし、後段（「これは、・・・自明である。」）については、申告期限内でしか認めないことが立法趣旨に反する法解釈であるとする主張は、論拠のないものである。

イ 上記1 イに対する反論

この点については、地方税法上の立法趣旨の違いやその合理性を行政の立場で論じることができない。

ウ 上記1 ウに対する反論

本件処分は、処分庁が上場株式等の取扱いに係る法解釈を誤ったことが原因であるものの、処分庁としては、誤った法解釈によって行われた処分は、正しい法解釈にのっとった処分には是正しなければならない。そして、本件処分は、地方税法第 17 条の 5 第 3 項及び第 4 項に規定される賦課決定できる期間を限度に行ったものであることから、同法にのっとった適切な処理であることは弁明書で述べたとおりである。

また、納税者においても、同法及び関係法令の範囲内で訂正の機会が与えられている。法令の範囲内で正しく行われた是正処分について、納税者よりも優遇されているとする主張は失当である。

エ その他

反論書に記載された審査請求人の所感の一部については、正当な主張であり、本件処分がそもそも処分庁の法解釈の誤りが発端であり、納税者に多大な負担を生じさせたものであると認識している。今後このような誤りを起こさないよう、処分庁の職責の重さを十分に理解し、適切な課税処理をしなければならないと考える。

第 3 審理員意見書の要旨

審理員は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定により、審査庁に提出した審理員意見書（令和 2 年 1 月 31 日付け）において、本件審査請求は理由がないから、同法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきであるとする。

その理由は、以下のように要約される。

1 審査請求人の主張に対する検討

審査請求人は、「平成 29 年分の株式等に係る譲渡所得等の金額から、平成 26 年分～平成 28 年分の繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が控除されていないため、過剰課税となってしまうが、これは平成 29 年度分の確定申告を平成 29 年ではなく、平成 30 年 2 月 26 日に本所税務署に提出したことが遠因だと考える」旨を主張する。

この点、審査請求人は、平成 29 年分確定申告書を平成 30 年度税額通知書送達日（平成 30 年 5 月 14 日）より前の同年 2 月 26 日に提出しているため、平成 30 年度の住民税の計算においては、上場株式の配当所得等を算入することができるが、当該上場株式の配当所得等と併せて申告している上場株式等の譲渡損失の繰越控除（平成 27 年度分）については、平成 26 年分確定申告書を平成 27 年度税額通知書送達日（平成 27 年 5 月 15 日）より後の平成 28 年 3 月 18 日に提出しているため、本件処分において算入することができない。平成 26 年に発生した上場株式等の譲渡損失については、地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項及び第 15 項の規定により、平成 27 年度税額通知書送達日前に申告し、さらには、その後連続して申告することにより、損益通算や繰越控除をすることが可能となるが、審査請求人のように申告期限後に確定申告書を提出した場合やその後も連続して期限内に申告していない場合は、そもそも当該規定の適用を受けることができず、平成 26 年の上場株式等の譲渡損失を翌年度以降に繰り越すことができない。

つまり、本件処分において、平成 30 年度特別区民税・都民税の税額が変更されたのは、上記のとおり、平成 26 年分確定申告書が提出された時期が平成 27 年度税額通知書の送達後であったため、平成 26 年分の損失を繰越控除することができなかったこと等によるものであり、平成 30 年 2 月 26 日に平成 29 年分確定申告書を提出したこととは何ら関係がない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は、「所得税及び復興特別所得税と特別区民税・都民税で異なる取扱いをする理由が見当たらない」旨を主張する。

しかし、所得税及び復興特別所得税の賦課に係る根拠法令は所得税法、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）等であり、特別区民税・都民税の賦課に係る根拠法令は地方税法、墨田区特別区税条例（昭和 39 年墨田区条例第 43 号）等であることから、まず、それぞれの税におい

て賦課の根拠法令が異なる。そして、所得税の計算における上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除については、特に期限内申告でなければならないという定めはないが、特別区民税・都民税の計算における上場株式等の譲渡損失の繰越控除については、申告期限が設けられている。

つまり、地方税法上、納税通知書送達後は、住民税の計算において上場株式等の譲渡所得のマイナス分を損益通算し、又は繰越控除することはできないこととされている。

審査請求人は、特別区民税・都民税の賦課において、所得税の計算と同じように、地方税法に規定する申告期限を超えた場合であっても、上場株式等の譲渡所得のマイナス分を損益通算したり、繰り越したりするような取扱いを求めているものと解されるが、「法律による行政の原則」の観点から、処分庁は、根拠法令にない取扱いをすることはできないため、住民税の計算においては、地方税法等の根拠法令にのっとって処理すべきである。そして、根拠法令に損益通算や繰越控除の適用条件として申告期限が定められている以上、当該期限を遵守する必要がある。

また、審査請求人は、同じ立法趣旨による取扱いは同じくすべきであると主張し、住民税の計算において申告期限を設けていることが誤った法解釈であると主張するが、当該申告期限は、上記のとおり、法令に規定されている期限であり、処分庁が特別に設けたものではないため、処分庁が誤った法解釈をしたものではない。

なお、同じ立法趣旨による取扱いは同じくすべきであるという主張についても、異なる法令間における調整等は、最終的には立法で解決すべき事項であり、法律を執行する立場である処分庁に対する主張としては失当である。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は、「処分庁が3年又は5年賦課決定を遡れるのであれば、納税者も3年又は5年申告を遡れてこそ、正当な徴税及び納税に資するが、なぜ納税者のみ遡ることができないのか、あえて異なる取扱いをす

る理由が見当たらない」旨を主張する。

確かに、処分庁は当初の課税において、誤った法解釈をしたことにより、誤った税額の計算をしていたことは、処分庁のホームページや新聞記事等で周知の事実であるが、税額の計算を誤っていることが明らかとなった以上、その状態を速やかに是正することが処分庁には求められる。そして、処分庁が当該誤りを是正すべく、地方税法第17条の5第3項及び第4項の規定により、遡及して税額の計算をし、税額を更正することは、法令に基づく適正な処理である。

なお、税の賦課決定においては、納税者側にも訂正申告等の余地が全くないわけではない。ただしそれらは、申告の内容に誤りがあった場合に行うものであり、審査請求人が申告期限を超えて申告したという経緯を訂正し、又は修正することはできないため、法令に定められた期限後になされた申告であることを前提として行われた本件処分の結論に影響はない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人は、「上場株式等に係る譲渡損失の繰越しと医療費控除等の違いについても、あえて異なる取扱いをする理由が見当たらず、上場株式等とその他の控除との間で異なる基準を設けることには意味がなく、複雑でメリットがない」旨を主張する。さらに、審査請求人は、「処分庁が、一度は上場株式等の繰越控除を認める賦課決定をしているので、システム上及び実務上可能である」旨も主張する。

しかし、誤った税額決定の処理がシステム上及び実務上可能であったとしても、更正をするに当たっては、法令にのっとって行われるべきであることは、上記で述べたとおりである。

つまり、法令上申告期限が設けられている事項について、当該申告期限を超えているものについては、法令にのっとり、住民税の計算において控除を認めないよう更正をすることが、処分庁の義務である。

また、各控除における申告期限の有無やその期限の違いは、立法趣旨

の違いに基づくものであり、処分庁としても立法趣旨等を理解して業務を遂行すべきではあるが、本件処分において、その他控除との違いは問題ではない上に、処分庁が意図的に異なる取扱いをしているものではなく、最終的には立法で解決すべき問題である。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

2 その他

審査請求人は、「処分庁に対する納税者の所感」として、担当職員の態度や職務の処理について意見を述べている。

確かに、本件処分に至る過程等において、処分庁に法解釈の誤り等があり、審査請求人及び同代理人が処分庁に対して不信感を抱かざるを得ない事情があったことは、各書面からうかがえるが、当該意見は本件審査請求の対象とはならない事項にわたる主張であり、本件の判断を左右するものではない。

第4 審査会の判断

1 事案の概要（本件処分に至る経緯）

当審査会における調査によると、本件処分に至る経緯は、次のとおりと認められる。

平成27年5月15日：平成27年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成26年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成27年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

平成28年3月18日：平成26年分、同27年分確定申告書の提出

審査請求人は、以下の2年分の確定申告書を本所税務署へ提出した。

ア 平成26年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（上記の平成27年度税額決定通知書送達後の申告）

イ 平成27年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場

株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（下記 の平成 2 8 年度税額決定通知書送達前の申告）

平成 2 8 年 5 月 1 3 日：平成 2 8 年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成 2 7 年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成 2 8 年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日：平成 2 8 年度税額変更決定

処分庁は、上記 イの平成 2 7 年分確定申告書に基づき、平成 2 8 年度の税額変更をし、審査請求人へ税額変更に係る納税通知書を送付した。

平成 2 8 年 6 月 3 0 日：平成 2 7 年度税額変更決定

処分庁は、上記 アの平成 2 6 年分確定申告書に基づき、平成 2 7 年度の税額変更をし、審査請求人の勤務先へ税額変更通知書を送付した。

なお、この税額変更決定は、後に誤りと判明して、下記 において是正された。

平成 2 9 年 5 月 1 6 日：平成 2 9 年度当初賦課決定

処分庁は、審査請求人の勤務先から提出された平成 2 8 年分給与支払報告書に基づき賦課決定した平成 2 9 年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日：平成 2 8 年分、同 2 9 年分確定申告書の提出

審査請求人は、以下の 2 年分の確定申告書を本所税務署へ提出した。

ア 平成 2 8 年分確定申告書：上場株式の配当所得（総合課税）と上場株式の譲渡損失（分離課税）の記載のあるもの（上記 の平成 2 9 年度税額決定通知書送達後の申告）

イ 平成 2 9 年分確定申告書：上場株式の配当所得（分離課税）、上場株式の譲渡所得（分離課税）及び平成 2 6 年分の上場株式の繰越損失（上記 アで確定申告されたもの）を上記配当所得と譲渡所得へ繰越控除する記載のあるもの（下記 の平成 3 0 年度税額決定通知書送達前の申告）

平成30年5月14日：平成30年度当初賦課決定

処分庁は、上記 イの平成29年分確定申告書の内容に基づき、賦課決定した平成30年度税額決定通知書を、審査請求人の勤務先へ送付した。

なお、この賦課決定は、後に誤りと判明して、下記 において是正された（本件処分）。

平成30年7月9日：平成29年度税額変更決定

処分庁は、上記 アの平成28年分確定申告書の内容に基づき、平成29年度の税額変更をし、追加徴収する税額変更に係る納税通知書を審査請求人へ送付した。

なお、この税額変更決定は、審査請求人の指摘などにより誤りと判明して、下記 において是正された。

平成30年7月30日：平成29年度税額是正処分

審査請求人からの指摘及び東京都への照会により、納税通知書（税額決定通知書）送達後に確定申告された上場株式の配当所得は、所得金額から除外して計算する必要があるとあり、上記 の平成29年度税額変更決定が誤りであることが判明した。そのため処分庁は、平成29年度の上場株式の配当所得を除外して税額是正処分を行い、税額変更通知書を審査請求人に送付した。

平成30年12月7日：平成27年度税額是正処分

上記 で判明した上場株式の配当所得だけでなく、上場株式の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、納税通知書（税額決定通知書）送達後の確定申告については、税額計算から除外しなければならないことが判明した。そのため処分庁は、税額決定通知書送達後に申告された平成26年分確定申告書（上記 ア）に基づいて決定した上記 の平成27年度税額変更決定について、上場株式の配当所得と上場株式の譲渡損失を除外する内容の税額是正処分を行い、税額変更通知書を審査請求人に送付した。

平成30年12月7日：平成30年度税額更正処分(本件処分)

平成26年分確定申告書(上記 ア)に記載された譲渡損失を、平成30年度の上場株式の配当所得及び譲渡所得へ繰越控除する内容の上記の平成30年度当初賦課決定について、繰越控除に関する内容を除外した税額更正処分(本件処分)を行い、税額変更に係る納税通知書を審査請求人に送付した。

なお、平成29年分の確定申告書は、平成30年度税額決定通知書送達前に提出されているので、平成29年分の上場株式の配当所得と譲渡所得は税額計算から除外されず、繰越控除に関する内容だけが除外された。この結果、本件処分により平成30年度の審査請求人の税額が増加し、追加徴収となった。

2 本件の争点

本件の争点はおおむね次の4点である。

本件処分で上場株式等に係る譲渡損失が繰越控除されなかったのは、平成29年分確定申告書の提出が遅れたことが遠因ではないか。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除について、特別区民税・都民税では税額決定通知書送達前に申告されたものしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば誤った法律解釈ではないか。

処分庁が賦課決定を法定納期限から3年又は5年遡れるのであれば、納税者の申告についても同様に遡れるべきではないか。

医療費控除等その他全ての控除と同様に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算や繰越控除についても、税額決定通知書送達後の申告を認めるべきではないか。

そこで、上記の争点について順次検討する。

3 争点に対する判断

上記2 の争点について

審査請求人は、本件処分により、上場株式の譲渡損失の繰越控除がされないため過剰課税になっており、このことは、平成29年分の確定申

告を平成２９年ではなく、平成３０年２月２６日に提出したことが遠因であると主張する。

しかし、審査請求人が平成２９年分確定申告に記載した平成２６年分の譲渡損失の繰越控除がされなかったのは、平成２６年分の確定申告書を地方税法附則第３５条の２の６第１５項の期限までに提出しなかったからである。すなわち、同条項は、過去３年間に発生した上場株式等の譲渡損失の繰越控除の要件について定めているところ、その要旨としては、

ア 譲渡損失が発生した年分の確定申告書を、遅くとも翌年度の住民税の納税通知書が送達される時までに提出し、

かつ、

イ その後の年分の確定申告書を連続して、同じく納税通知書の送達前に提出している

ときに限り、上場株式の配当所得や譲渡所得の金額の計算上控除する旨を定めている。審査請求人が繰越控除を求めた平成２６年に生じた譲渡損失の確定申告書は、平成２７年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）の送達後に提出されており（上記１ ア）、同条項の上記要件アを充足しないために同条項の適用を受けることができなかったのである。審査請求人が遠因と主張する平成２９年分の確定申告書を平成３０年２月２６日に提出したことは無関係である。

このように、本件処分は、本来適用することができない繰越控除の規定を適用した平成３０年度当初賦課決定について、これを適法な賦課決定とすべく、繰越控除に関する内容を除外し税額を再計算して行われた税額是正処分であり、その適法性を疑う余地はない。これを過剰課税とする審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は、平成２７年分及び平成２８年分の譲渡損失が繰越控除されないことも問題としているので、この点についても付言する。確かに、審査請求人は、平成２７年分及び平成２８年分の確定申告書に

において、いずれも上場株式の譲渡損失について記載している。そして、平成 27 年分の確定申告書は、翌年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）送達前に提出されており（上記 1 イ）、同年分の譲渡損失については、地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項の繰越控除が適用される余地があった。しかし、平成 28 年分の確定申告書は、翌年度の住民税の納税通知書（税額決定通知書）の送達後に提出されているため（上記 1 ア）、同条項の上記アの要件を充足せず、これを繰越控除の対象とすることはできない。そして、平成 28 年分の確定申告が地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項の要件を欠くことにより、平成 27 年分の譲渡損失については、同条項の上記要件イの、その後「連続して」期限内に申告書が提出されることという要件を欠くこととなり、平成 27 年分の譲渡損失についても繰越控除の対象とすることはできないことになる。このように、平成 26 年分から平成 28 年分の譲渡損失については、全て繰越控除の対象とされる余地はない。

上記 2 の争点について

審査請求人は、所得税及び復興特別所得税においては、譲渡損失の繰越控除について申告期限の定めがないのに、特別区民税・都民税では申告期限内でしか認めないのは、その立法趣旨に鑑みれば誤った法律解釈である旨主張する。

本件処分の取消しを求める本件審査請求において、審査請求人の上記主張がどのような意味を持つのか、その主張の趣旨は必ずしも明確ではない。所得税及び復興特別所得税における課税の規律は、所得税及び租税特別措置法等で定められ、一方、特別区民税・都民税の賦課に関する規律は、地方税法、墨田区特別区税条例等によって定められており、申告期限が異なることは、異なる根拠法令に異なる定めがあるという点に尽きるのである。これを同一にするべきとの審査請求人の主張は、立法論を述べるものであり、当審査会の判断すべきところではない。

また、審査請求人は、本件処分は誤った「法律解釈」と述べる

が、本件処分は、地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項が明確に定める確定申告書の提出期限の要件に従って行われたものであり、一義的に明確な期限について、異なる「法律解釈」が成立する余地はない。

なお、審査請求人が指摘するとおり、上場株式等の譲渡損失の繰越控除に係る申告期限について、所得税及び復興特別所得税ではその定めがないのに、特別区民税・都民税では期限が定められているが、これは、特別区民税・都民税の税額が各種行政サービスの基礎となる情報として、早期に課税関係を安定させる必要があるためと理解される。

以上のことから、審査請求人の主張は理由がない。

上記 2 の争点について

審査請求人は、処分庁が賦課決定を法定納期限から 3 年又は 5 年遡れるのであれば、納税者も 3 年又は 5 年申告を遡れるべきであると主張する。

本件処分の取消しを求める本件審査請求において、上記主張がどのような意味があるのか、この主張についても、必ずしもその趣旨が明確でない。不適法な賦課決定を適法なものに是正するために、処分庁が賦課決定を 3 年又は 5 年遡ることと、審査請求人が既に提出した確定申告書を任意に訂正又は変更することとは、全く趣旨が異なる別の事柄である。

また、本件処分は、平成 29 年分の確定申告において、繰越控除の対象として申告された平成 26 年分の譲渡損失の申告が、地方税法附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項の申告期限後になされたため、その要件を充足しないという理由で行われた是正処分である。すなわち、処分の理由は、過去に提出された確定申告書が提出期限を徒過していたという点であり、これを事後的に、確定申告を訂正又は変更することでは修正することはできない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

上記 2 の争点について

審査請求人は、医療費控除等その他全ての控除は、申告期限を過ぎて

も反映されるのに、上場株式等に係る譲渡損失の繰越しについて、あえてこれと異なる取扱いをする理由が見当たらないと主張する。

しかし、総合課税における医療費控除等の総所得金額の計算の問題と、分離課税における上場株式等の配当所得及び譲渡所得と上場株式等の譲渡損失の繰越控除の計算の問題は、異なる課税関係の異なる制度の問題であり、これを同一の次元で論じることはいできない。

また、一般論として、制度論ないし立法論を述べても、本件処分の適法性の判断に影響を及ぼすものではなく、本件審査請求において、当審査会が判断するところではない。

したがって、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は、いずれも理由がないから、「第1審査会の結論」のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 その他

上記1「事案の概要（本件処分に至る経緯）」に明らかなとおり、本件処分は、処分庁が行った不適法な税額変更決定について、審査請求人がその誤りを指摘したことを端緒に行われたものである。すなわち、処分庁は、地方税法第313条第13項の定める提出期限後に提出された平成28年の確定申告書に基づき、上場株式の配当所得を所得金額に加えて計算した平成29年度税額変更決定を行ったが（上記1）、審査請求人の指摘などにより、この決定が誤りであることが判明した。そこで平成29年度税額更正処分が行われるが（上記1）、問題はここで止まらず、東京都からの指摘により、上場株式等の配当所得だけでなく、上場株式等の譲渡損失の繰越控除についても、同様の確定申告書の提出期限があることが明らかになった（地方税法附則第35条の2の6第15項）。これを受けて、誤った税額計算が判明した平成27年度税額変更決定と平成30年度当初賦課決定について、それぞれは更正処分が行われ、そのうち後者の更正処分が本件処分である（上記1）。

本件処分により、平成３０年度当初賦課決定は、平成２６年分の譲渡損失の繰越控除に関する内容だけが除外され、平成２９年分の上場株式の配当所得と譲渡所得だけが残ることとなり、結果として、税額が増加し、追加徴収されることとなった。審査請求人としては、自ら処分庁の誤りを指摘してその是正を図ったにもかかわらず、そのことをきっかけとして、新たな是正処分を生み、かえって税額が増加する結果となった。元々は、処分庁の誤りが発端である。それを指摘した審査請求人がかえって不利益を受ける結果となったのであるから、処分庁の審査請求人に対する対応の不手際とも相まって、審査請求人が処分庁に対する不信感を募らせるのもやむを得ないところである。しかし、そのことをもって、適法に是正された本件処分を取り消すことはできないのであり、この点については他言を要しないというべきである。

なお、処分庁においては、このような賦課決定の誤りについて、真摯に反省し、同様の問題を発生させないよう厳に注意喚起して対策を講ずべきであり、この旨、当審査会として付言する。

第５ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

令和２年２月１３日	・ 諮問
令和２年７月３０日 (第１回審査会)	・ 処分庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和２年８月２５日 (第２回審査会)	・ 調査審議
令和２年９月２５日 (第３回審査会)	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

礪 野 弥 生、安 達 和 志、阿 部 博 道、木ノ内 建 造、中 野 剛 史